

平成 18 年 2 月 14 日

P C B 処理を考える市民会議

代表 宮崎 武雄

(連絡先) 27-7399

P C B 処理施設への立ち入り検査の申入れ

愛知県と半田市は、平成 17 年 9 月 29 日に P C B 処理施設の試運転前施設確認を行い、申請書図面と一致しない箇所について、軽微な変更届けの提出を事業者に指導しました。同年 11 月 9 日には、事業者から処分業の許可申請書が県に提出されました。にもかかわらず、私たちの情報公開資料によると、洗浄施設の中核となる洗浄設備については、図面番号が同じにもかかわらず、異なる内容の 2 種類の変更図面があることが判明しました。加えて、この変更された理由等の書類が存在しないため、実際にはどちらの図面の設備が設置されたのか判りません。

下記の表に、設置許可申請書と処分業の許可申請書に添付されている図面の内、異なった洗浄装置の各機器の違いをまとめました。すべての槽やタンクは、処分業の方が大きくなっています。容積の記載方法では、寸法が大きくなっているのに溶媒タンク・蒸留槽・蒸留液タンクの容積はそれぞれ同じ値が記載され、矛盾しています。それぞれの設備が大きくなっているならば、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（平成 10 年 5 月 7 日、衛環 37）』から明らかに、洗浄装置の変更は、許可を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更には該当しないものと考えます。

したがって、公害防止協定第 16 条の規定に基づき、添付図面の確認のため即時の立ち入り検査を実施し、同第 14 条、15 条の規定の措置を求めます。

表. 設置許可と処分業申請書での洗浄装置の違い

洗浄装置	申請書	寸法	容積
溶媒洗浄槽	設置許可	W1300×D1300×H2100 (=3.549m ³) *	3.8m ³ (実容積：記載なし)
	処分業	W1300×D1300×H2350 (=3.9715m ³)	4 m ³ (実容積：1.6m ³)
溶媒タンク	設置許可	W1000×D1300×H1700 (=2.21m ³)	2.2m ³
	処分業	W1000×D1300×H1900 (=2.47m ³)	2.2m ³
蒸留槽	設置許可	W800×D800×H1700 (=1.088m ³)	1.2m ³
	処分業	W975×D800×H1900 (=1.482m ³)	1.2m ³
蒸留液タンク	設置許可	W800×D800×H500 (=0.32m ³)	0.3m ³
	処分業	W800×D800×H700 (=0.448m ³)	0.3m ³

*：寸法からの計算値

以上